

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年四月十日

指令川建セ第二九〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成三十年五月十五日

川建セ第三〇〇〇一號

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百五十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市神明町四十一番地一

鎌田 徹